

委員会発案第 4 号

医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を
国に求める意見書の提出について

医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意
見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項
の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 吉 田 朋 子

(別紙)

医療・介護施設への支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書（案）

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者の賃金水準が、その役割の重要性に比して低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、令和6年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込んだ。

しかし、2.5%のベースアップを目標としていたものの、診療報酬のベースアップ評価料や介護報酬の新加算は、目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もいるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。

その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても2.0%程度にとどまる賃上げにしかならず、他の産業では5%を越える賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃上げ水準は、さらに全産業平均から大きく下回る事態となっている。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実である。コロナ禍で経験した入院患者を受け入れられない、介護事業所を利用できないなどの医療崩壊や介護崩壊が人員不足を理由に繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を政府の責任で実行する必要がある。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度、実効性を伴う形で実施すべきである。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきである。

従事者の間に差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展が図られるよう下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

2. 全ての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

令和6年12月17日

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 長 沼 久 利